

議第 6 9 号

三島市駐車場条例の一部を改正する条例案

三島市駐車場条例（平成 6 年三島市条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「三島市営中央駐車場にあつては長さ 4.90メートル以下、幅 1.75メートル以下、高さ 2.10メートル以下のものとし、三島市営三島駅南口駐車場にあつては長さ 5.00メートル以下、幅 1.90メートル以下、高さ 2.10メートル」を「長さ 5メートル以下、幅 2メートル以下、高さ 2.1メートル」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 5 年 9 月 5 日提出

三島市長 豊 岡 武 士